

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

証 拠 説 明 書 (3)

令和3年12月9日

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本

勇



乙3号証

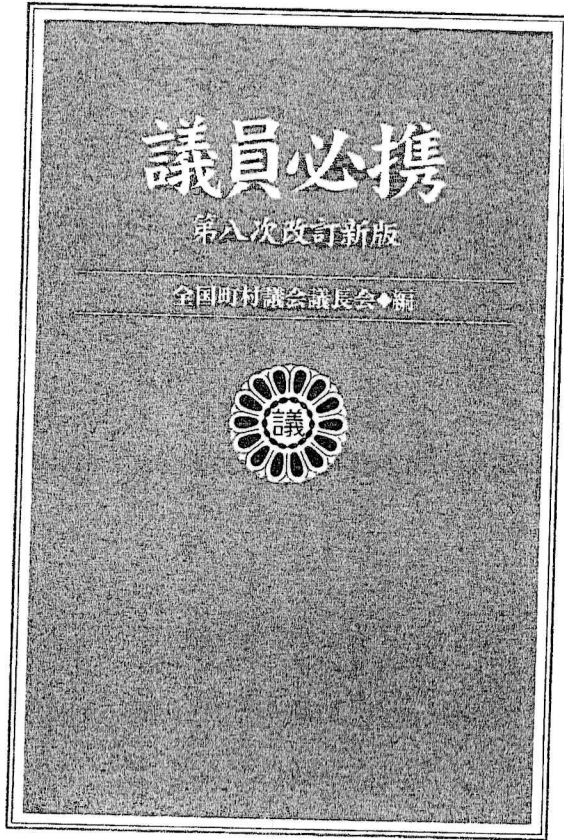
証拠の標目 議員必携(写し)

作成名義 全国町村議会議長会

作成年月日 平成19年5月25日

立証趣旨 ……「陳情は法的保護を受けるものではない。したがって、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の結果について報告する法律上の義務はない。」「従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かったが最近、単なる資料配布扱いをする件数がふえてきている。」こと等

以上



学陽書房

はしがき —第八次改訂新版の発刊にあたって—

議員必携の初版は、昭和二十九年五月に発刊され、以来、幾多の法令等の改正をはじめ、本会の調査・研究活動の成果を盛り込んだ改訂増補を行い、これまで多くの地方議会人および関係者の座右の書として親しまれ、かつ大いに活用されてきたところであります。

今回の改訂は、平成十二年の地方分権一括法の施行に象徴される第一期地方分権改革における一連の地方議会の活性化のための制度改正、第二次地方（町村）議会活性化研究会の最終報告等をはじめ、最近の地方自治法改正を踏まえ、所要の見直しを行ったものであります。

本書が、第十六回統一地方選挙によつて新たに住民の信託に応える責務を負うことになる議員はもとより、全国の地方議会関係者にもれなく備えられ、清新で活発な議員・議会活動の一助となることを切望してやみません。

平成十九年四月

全国町村議会議長会

会長 川 股 博

はしがき

選ばれて議員となり、住みよい町や村をつくる熱意に燃えながらも、会議の進め方や、議会運営の手續き、或いは予算書の見方や眼のつけどころ等が分らないために、せっかくの識見や抱負がその議会活動の上に生かされないようなことがあつては、住民の期待にそうことができせん。ところが、そうした皆様の指針となるような実際のやり方を示した適当な案内書は、資料収集にたいへんな労力と費用を要しますので、長い間望まれながらもいまだ発刊されておりません。

そこで、本会と致しましては、議員研修事業の一つとして、各都道府県町村議会議長会の御熱心な協力と自治庁その他関係識者の御指導のもとに幾多の障害と闘いつつこの画期的な、しかも名実共に完備した〈議員必携〉を刊行することとなつた次第です。

この〈議員必携〉は、議員の皆様の議会活動の上に問題となる事例を全国から集め、これを細かく整理し、議員の立場になつてその疑問に親切に答えたもので、あくまで実際問題を中心に、あらゆる初歩的な問題から複雑な議案審議の着眼点に至るまで、くまなく網らしたものです。そうして、また、はじめて議員となつた人にも分るよう、つとめてやさしく、実例をあげて説明

しました。

なお、さきに「地方自治小六法」を発行した学陽書房が、その小六法と同じ体裁のポケット判として本書の製作に当たってくれたことも一つの特色でありましょう。

全国町村議会の議員各位が洩れなくこれを手にすることによって進んで議会活動の上に活用し、新しい町や、村づくりに役立つよう、愛用されんことを期待しながら皆様におおくりする次第であります。

昭和二十九年五月

全国町村議会議長会

会長 辻 龍 太郎

総目次

序 地方自治のしくみと議会の使命

一 地方自治とは…………… 3

二 わが国の地方自治制度…………… 3

1 沿革…………… 3

2 現行憲法と地方自治…………… 4

3 地方分権の推進と地方自治・地方議会…………… 6

三 議会の使命と議員の職責…………… 11

1 議会の地位…………… 11

2 議会の使命…………… 11

3 議員の職責…………… 12

第一章 議会の組織…………… 17

一 概要…………… 17

第一編 議会と議員

二 議員…………… 17

1 議員の地位と身分…………… 17

2 議員の定数と任期…………… 18

3 議員の権限と義務…………… 20

4 議員の資格…………… 22

5 議員の辞職…………… 25

6 政務調査費…………… 26

三 議長及び副議長…………… 26

1 議長・副議長の地位…………… 26

2 議長・副議長の任期と辞職…………… 27

3 議長の権限…………… 27

4 副議長の権限…………… 29

5 仮議長…………… 30

6 臨時議長…………… 30

四 委員会制度…………… 31

1 委員会制度の意義…………… 31

2 常任委員会…………… 31

3 議会運営委員会…………… 33

4 特別委員会…………… 34

五 議会事務局…………… 35

1 議会事務局の設置…………… 35

2 職員とその職責…………… 35

行機関の意見を尊重するあまり、議会の自主性を失ってはならない。請願の審査は、議会の権限であり、執行機関の意見はあくまで参考過ぎないものであるから、これに拘束されることなく、議会が自主的に判断し結論を出すべきである。

(三) 総花式に採択してはいないか

議員は、住民の代表者という立場から、よほど不合理な点でもない限り、請願に賛同せざるを得ない立場に追い込まれがちである。また、請願者等の立場や紹介議員の面子を考え、その内容の実現性に相当の困難があつても、採択の方向に妥協させられる傾向がないでもない。

一方、請願者自体も採択の通知を受けると、直ちに問題が解決し実現するものと誤解することがあり、結果的には相当期間経過しても実現せず、かえつて、議会の責任を追及されて不信を買うことにもなる。

請願の採択に当たつては、議員同士の体面とか、義理といったものにとらわれず、実現まで相当の期間を要し、困難と認められるものについては「不採択」と割り切り、総花式に採択することのないよう、慎重であることが、最終的には、住民の信頼を得ることになることをよく理解すべきである。

(四) 請願の処理の経過と結果の確認

採択された請願は、必要に応じてそれぞれの関係のある執行機関に送付され、処理されることになる。この処理の経過及び結果については、慎重な確認を行い、速やかな実現に努力しなければならないが、これらの確認が往々にしておろそかになりがちである。

議会の責任は、請願を採択したことによつて終わるものではなく、住民の要望にこたえて、その実現を図ることにある。したがつて、少なくとも年二回程度は、採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な措置を講じて、最後まで請願者に対して責任をとるべきものである。

二 陳情その他

陳情は、特定の事項についての利害関係を有する住民が、官公署にその実情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為であるが、請願権が憲法で保障されているのと違って、陳情は法的保護を受けるものではない。したがつて、陳情を受けた当局側も、これに回答し、その処理の結果について報告する法律上の義務はない。

陳情は、文書で提出され、その内容も請願と何ら異なる

点はないが、紹介議員の紹介によつて提出されること異なる点である。

この陳情に類するものに、嘆願書・要望書・決議書・意見書・要請書・お願いなどがある。

これらの取扱については「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理することとする」(標規九五)とされ、議長の権限で処理することとされているが、現実には、それぞれの議会の慣例によつて、取扱いの方針や要領が決められており、必ずしも一様ではない。

運営基準では「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮つて、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する」(運基四)としている。

実態としては、法第一〇九条第四項及び法第一〇九条の二第四項に「議案、陳情等を審査する」という表現がとられていることから、従来陳情については請願と同一の取扱いをする町村が多かつたが最近、単なる資料配布扱いをする件数がふえてきている。

陳情以外の要望書などの取扱については、各議会における取扱いの要領を明確にして、統一的処理をするこ

とが望ましい。

次に、採択された陳情についても、請願同様必要に応じて、関係の執行機関に送付して、その処理の経過と結果について報告を受けるなどして、議会全体で関心を持ち、その処理状況を確認して、必要な措置を講じて、住民に対する政治的責任を果たすことが必要である。

また、議会での議決結果、執行機関等の措置状況等については、請願・陳情者に報告を行う等、住民の要望を受けた議会としても、これを誠実に処理することが望ましい。

